

# 日塩有料道路 回数券の払戻しについて

栃木県道路公社で管理する日塩有料道路は、料金徴収期間の満了により、令和2年12月11日（金）から通行料金が無料となります。

これに伴い、未使用回数券の払戻しの受付を下記のとおり行いますので、お知らせします。

## 記

1. 払戻受付期間 令和2年11月11日（水）から令和3年3月10日（水）まで
2. 受付窓口・受付場所

令和2年11月11日（水）から令和2年12月10日（木）まで

受付窓口	受付時間	払戻方法
日塩有料道路 塩原料金所 0287-32-3370 藤原料金所 0288-77-1976 上滝料金所 0288-77-2231 注) 料金所ブースでは受付致しません。	9:00～17:00 (無休)	銀行振込のみ

令和2年12月11日（金）から令和3年3月10日（水）まで

受付窓口（郵送受付）	受付時間	払戻方法
栃木県道路公社 施設管理部 〒321-2345 日光市木和田島2096-1 (日光宇都宮道路大沢IC内) 電話 0288-32-2325	9:00～17:00 (土日祝祭日は除く)	銀行振込のみ
鬼怒川料金所 0288-76-2215 (窓口受付のみ)	9:00～17:00 (無休)	銀行振込のみ

## 3. 払戻手順

- 1) 窓口にて、未使用回数券を持参（郵送可）していただき、所定の「回数券払戻し申込兼請求書」へ必要事項を記入していただきます。
- 2) 受付は、お客様立会のもと、枚数確認をさせていただきます。その際、多少お時間がかかりますのでご了承下さい。ご理解・ご協力をお願いします。
- 3) 払戻しは、すべて銀行振込となりますので、確認できるもの及び印鑑（認印）をご持参下さい。なお、振込みまでに2週間程度かかりますのでご了承下さい。

## 【注意事項】

- 払戻しの際はすべて真贋鑑定を行います。真贋鑑定の結果、偽造されたものであると認められる場合は、当該券片は穿孔したうえで返却いたします。また、警察の捜査等にご協力いただく場合があります。
- 払戻金の支払いは「回数券払戻し申込兼請求書」に記載された口座への振込をもって行います。なお、公社が振込を行った際には払戻金を受領したものと認め、振込金融機関から公社に発行される（総合）振込領収書をもって、お客様からの領収書とさせていただきます。個々のお客様への改めてのご通知は致しません。
- 払戻しの申込及び請求を受けた券片及びその内訳が、「回数券払戻し申込兼請求書」の明細記載の内容にかかわらず、公社が確認した内容が正であることを予めご了承下さい。

## 払戻金額計算方法

払戻金額は回数券の券面額ではなく、券種ごとに以下の計算方法により算出した額となります。

$$\text{払戻金額} = \frac{\text{当該回数券 1 冊当たりの販売価格 (※ 1)}}{\text{当該回数券 1 冊当たりの綴り枚数 (※ 2)}} \times \text{残存枚数}$$

★ 1 円未満の端数は切り上げ。

★ 2 冊以上の場合は、回数券冊番号ごとに上記計算により算出した額の合計となります。

上段：もみじライン

※ 1 回数券販売価格一覧表（令和 2 年 1 0 月 1 日現在）

下段：龍王峡ライン

	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車	軽車両等
1 1 回券	6,390 円	9,530 円	22,000 円	4,250 円	530 円
	1,600 円	2,670 円	5,870 円	1,070 円	210 円
6 0 回券	31,950 円	47,670 円	111,050 円	21,480 円	2,670 円
	8,020 円	13,350 円	29,330 円	5,350 円	1,070 円
1 0 0 回券	51,800 円	75,430 円	176,000 円	33,600 円	4,250 円
	12,570 円	20,950 円	46,100 円	8,380 円	1,710 円

注) 上記表は、現在の販売価格（消費税 10%）であり、実際の払戻しは購入された時点での販売価格（5%・8%・10%の販売価格）で計算します。

※ 2 綴り枚数

種 類	枚 数	記 号
1 1 回券	1 1 枚	A
6 0 回券	6 0 枚	B
1 0 0 回券	1 0 0 枚	C

計算例－ 1) 普通車 1 0 0 回券を 8 3 枚払戻した場合

$$51,800 \text{ 円} \div 100 \text{ 回券} \times 83 \text{ 枚} = 42,994 \text{ 円}$$

(販売価格) (券種) (残存枚数) (払戻金額) 払戻金額 = 42,994 円

計算例－ 2) 普通車 6 0 回券を 4 9 枚と大型車 I 1 1 回券を 7 枚払戻した場合

$$31,950 \text{ 円} \div 60 \text{ 回券} \times 49 \text{ 枚} = 26,092.5 \text{ 円} \approx 26,093 \text{ 円}$$

$$9,530 \text{ 円} \div 11 \text{ 回券} \times 7 \text{ 枚} = 6,064.5 \text{ 円} \approx 6,065 \text{ 円}$$

(販売価格) (券種) (残存枚数) (払戻金額) 払戻金額 = 32,158 円

日頃から回数券をご利用のお客様につきましては、永らくご愛顧を頂きまして誠に有り難うございました。